

令和7年度 第1回埼玉県感染症対策連携協議会 次第

日時：令和7年5月22日（木）

18：30～19：30

場所：埼玉県庁本庁舎2階庁議室

※Web会議と併用

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和7年度の部会の委員について
- (2) 医療提供体制検討部会の設置について
- (3) 感染症対応訓練・研修について
 - ・実施予定について
 - ・実施後の評価方法について
- (4) 今後のスケジュールについて
 - ・埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインの作成について
 - ・行動計画の進捗管理について

3 閉 会

[配布資料一覧]

埼玉県感染症対策連携協議会 設置要綱

埼玉県感染症対策協議会 委員名簿

資料 1 感染症対策推進部会 委員名簿

資料 2 医療提供体制検討部会の設置について

資料 3 - 1 令和 7 年度に実施を予定している研修・訓練について（埼玉県及び保健所設置市）

資料 3 - 2 研修・訓練チェックシート

資料 4 - 1 令和 7 年度のスケジュール

資料 4 - 2 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインについて

資料 4 - 3 行動計画進捗管理表

参考資料 1 新型インフルエンザ等対策行動計画部会 委員名簿

参考資料 2 令和 7 年度に実施を予定している研修・訓練について

参考資料 3 感染症予防計画に定める数値目標の進捗状況について

埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第10条の2第1項、第2項及び第3項に定める感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備等を図るため、感染症法第10条の2第1項の規定に基づき、埼玉県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、学識経験者及び別表に掲げる団体が推薦する者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 感染症法第10条第1項に規定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下「予防計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (3) 予防計画及び行動計画の推進に関すること。
- (4) 感染症の発生の予防及びまん延を防止するために必要な対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(部会の設置)

第6条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の所掌する事項及び構成員等は、協議会において定める。

3 部会長及び副部会長は会長が指名する。

4 部会長は、会務を整理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を行う。

6 部会の運営については、第5条の規定を準用する。この場合において、第5条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「構成員」と、「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、保健医療部感染症対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営等に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月31日から施行する。
- 2 協議会設置初年度の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

別表（第2条関係）

埼玉県感染症対策連携協議会構成団体

| | |
|--------|------------|
| 医療関係団体 | 埼玉県医師会 |
| | 埼玉県歯科医師会 |
| | 埼玉県薬剤師会 |
| | 埼玉県看護協会 |
| | 埼玉県栄養士会 |
| | 埼玉医科大学病院 |
| | 埼玉県公的病院協議会 |

| | |
|------|------------------|
| 関係団体 | 埼玉県老人福祉施設協議会 |
| | 埼玉県発達障害福祉協会 |
| | 埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合 |
| | 埼玉県訪問看護ステーション協会 |

| | |
|----|----------|
| 行政 | 埼玉県 |
| | 埼玉県教育委員会 |
| | さいたま市 |
| | 川越市 |
| | 川口市 |
| | 越谷市 |
| | 埼玉県消防長会 |
| | 埼玉県市長会 |
| | 埼玉県町村会 |

埼玉県感染症対策連携協議会 委員名簿

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

| 番号 | 団体等 | 役職 | 氏名 | 備考 | 番号 | 団体等 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|----|--------------------|---------------------------------|---------------------|----|----|-----------------------|-----------|--------------------|----|
| 1 | 一般社団法人埼玉県医師会 | 会長 | カナイ タダオ 金井 忠男 | | 14 | 埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合 | 理事長 | セキモリ ハツヨシ 関森 初義 | |
| 2 | 一般社団法人埼玉県医師会 | 副会長 | マルキ ユウイチ 丸木 雄一 | | 15 | 一般社団法人埼玉県訪問看護ステーション協会 | 会長 | シライシ ケイコ 白石 恵子 | |
| 3 | 一般社団法人埼玉県医師会 | 常任理事 | マツヤマ マキコ 松山 真記子 | | 16 | 埼玉県消防長会 | 会長 | シマダ トモヒロ 島田 智弘 | 新任 |
| 4 | 一般社団法人埼玉県医師会 | さいたま市与野医師会 会長 | イワサキ アヤ 岩崎 彩 | | 17 | 埼玉県市長会 | | 調整中 | |
| 5 | 一般社団法人埼玉県歯科医師会 | 比企郡市歯科医師会 常務理事 | アサノ セイコ 浅野 聖子 | | 18 | 埼玉県町村会 | 上里町長 | ヤマシタ ヒロカズ 山下 博一 | |
| 6 | 一般社団法人埼玉県薬剤師会 | 副会長 | ハタナカ ノリコ 畑中 典子 | | 19 | さいたま市 | 保健衛生局保健所長 | クワシマ アキフミ 桑島 昭文 | |
| 7 | 公益社団法人埼玉県看護協会 | 会長 | サワト トモコ 澤登 智子 | | 20 | 川越市 | 保健所長 | マルヤマ ヒロシ 丸山 浩 | |
| 8 | 公益社団法人埼玉県栄養士会 | 代表理事会長 | ヒラノ タカノリ 平野 孝則 | 新任 | 21 | 川口市 | 保健所長 | オカモト コウジ 岡本 浩二 | |
| 9 | 国際医療福祉大学大学院 | 教授 | サカキ ハルヨ 坂木 晴世 | | 22 | 越谷市 | 保健所長 | アオキ タツヤ 青木 龍哉 | 新任 |
| 10 | 埼玉医科大学病院 | 病院長 | シノヅカ ノブミ 篠塚 望 | | 23 | 埼玉県 | 保健医療部長 | ナワタ ケイコ 縄田 敬子 | 新任 |
| 11 | 埼玉県公的病院協議会 | 自治医科大学附属 さいたま医療センター センター長 | エンドウ シュンスケ 遠藤 俊輔 | 新任 | 24 | 埼玉県 | 衛生研究所長 | ホンダ アサオ 本多 麻夫 | |
| 12 | 一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 | 前会長 | トオイ ミチコ 遠井 美智子 | | 25 | 埼玉県 | 東松山保健所長 | アライ カズコ 荒井 和子 | |
| 13 | 埼玉県発達障害福祉協会 | 評議員 | ウチダ ツネコ 内田 常子 | | 26 | 埼玉県教育委員会 | 副教育長 | サトウ タカシ 佐藤 卓史 | 新任 |

(敬称略 令和7年4月1日現在)

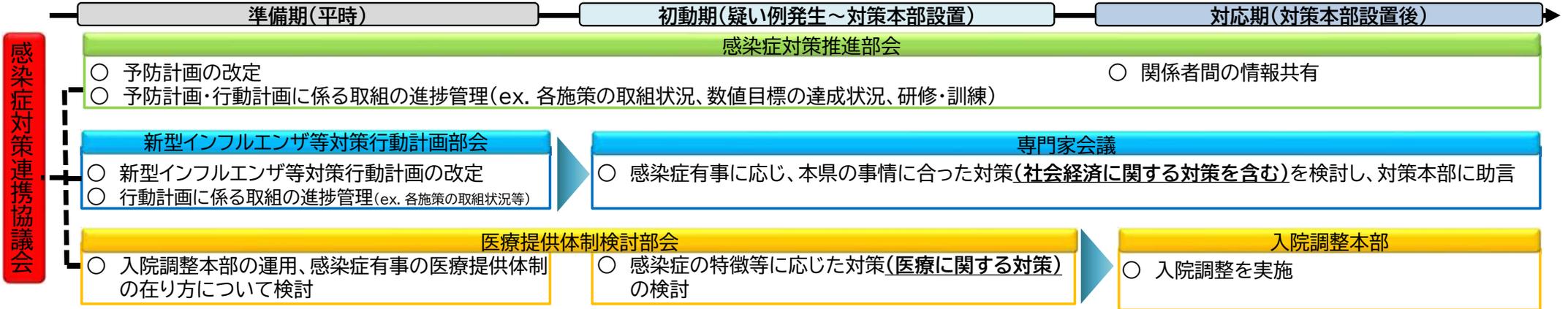
感染症対策推進部会 委員名簿

任期：令和7年5月22日～令和9年3月31日

| 番号 | 団体等 | 役職 | 氏名 | 備考 | 番号 | 団体等 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|----|--------------------|----------------------------------|--------------------|----|----|-----------------------|-----------------------|---------------------|----|
| 1 | 一般社団法人埼玉県医師会 | 副会長 | マルキ ユウイチ 丸木 雄一 | | 15 | 一般社団法人埼玉県訪問看護ステーション協会 | 理事 | ハニツカ ソノコ 羽二塚 園子 | |
| 2 | 一般社団法人埼玉県医師会 | 常任理事 | モモキ シゲル 桃木 茂 | | 16 | 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 | 常務理事 兼事務局長 | カネコ ヒロシ 金子 亮 | |
| 3 | 一般社団法人埼玉県医師会 | 常任理事 | タカギ マナブ 高木 学 | | 17 | 一般社団法人埼玉県ペストコントロール協会 | 役員 | ムラタ ヒカル 村田 光 | |
| 4 | 一般社団法人埼玉県医師会 | 大宮医師会 理事 | モリタ フジヨ 森田 芙路子 | | 18 | 埼玉県消防長会 | 救急部会 事務局長 | クボ ケンイチ 久保 賢一 | 新任 |
| 5 | 一般社団法人埼玉県歯科医師会 | 比企都市歯科医師会 常務理事 | アサノ セイコ 浅野 聖子 | | 19 | 埼玉県市長会 | | 調整中 | |
| 6 | 一般社団法人埼玉県薬剤師会 | 理事 | ムカサ マユミ 武笠 真由美 | 新任 | 20 | 埼玉県町村会 | 常勤理事 兼事務局長 | トミオカ シゲオ 富岡 茂雄 | |
| 7 | 公益社団法人埼玉県看護協会 | 常務理事 | カガミ ハツエ 各務 初恵 | | 21 | さいたま市 | 保健衛生局理事兼 保健部地域医療課長 | ニシダ ミチヒロ 西田 道弘 | 新任 |
| 8 | 公益社団法人埼玉県栄養士会 | 常任理事 | セキグチ アヤコ 関口 礼子 | | 22 | 川越市 | 保健医療 推進課長 | ホウジョウ カツヒコ 北條 克彦 | 新任 |
| 9 | 国際医療福祉大学大学院 | 教授 | サカキ ハルヨ 坂木 晴世 | | 23 | 川口市 | 保健所管理課主幹 兼統括保健師 | イイモリ トシゴ 飯盛 年子 | 新任 |
| 10 | 埼玉医科大学病院 | 院長補佐(感染対策担 当)感染対策室長 | タルモト ノリヒト 樽本 憲人 | | 24 | 越谷市 | 感染症保健 対策課長 | ヤマコシ ヨウコ 山越 陽子 | |
| 11 | 埼玉県公的病院協議会 | 自治医科大学附属さいたま 医療センター 小児科 科長 | タムラ ダイスケ 田村 大輔 | 新任 | 25 | 埼玉県 | 感染症 対策課長 | ヤグチ ヨシユキ 谷口 良行 | |
| 12 | 一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 | 副会長 | カンベ アキラ 神戸 章 | | 26 | 埼玉県 | 衛生研究所 副所長 | キシモト ツヨシ 岸本 剛 | |
| 13 | 埼玉県発達障害福祉協会 | 災害対策委員会 副委員長 | ナスノ ユカ 那須野 豊 | 新任 | 27 | 埼玉県 | 狭山保健所 副所長 | オグチ テハル 小口 千春 | 新任 |
| 14 | 埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合 | 副理事長 兼専務理事 | ハシモト カズヒサ 橋本 和久 | | 28 | 埼玉県教育委員会 | 保健体育課長 | オギワラ アツヒロ 荻原 篤大 | |

(敬称略 令和7年5月22日現在)

医療提供体制検討部会の設置について



所掌事務

新型インフルエンザ等発生時の入院調整の在り方や、医療措置協定に基づく要請の切り替えの考え方など、医療提供体制の確保に関する方針(案)を検討

スケジュール(予定)

- 第1回 令和7年5月27日
- 第2回 令和7年7月頃
- 第3回 令和7年12月頃

医療提供体制検討部会 委員(案) ※敬称略

| | 委員名 | 所属・経歴など |
|-----|-------|---|
| 1 | 丸木 雄一 | 埼玉県医師会 副会長、感染症対策推進部会 部会長 |
| 2 | 清田 和也 | さいたま赤十字病院 院長、元重症支援コーディネーター(救急医療) |
| 3 | 守谷 俊 | 自治医科大学付属さいたま医療センター 副センター長(救急医療) |
| 4 | 樽本 憲人 | 埼玉医科大学病院 院長補佐・感染症対策室長(感染症、感染制御) |
| 5 | 坪井 謙 | さいたま市民医療センター 内科部長・救急総合診療科長、元重症支援コーディネーター |
| 6 | 倉島 一喜 | 県立循環器呼吸器病センター 副病院長(呼吸器内科) 元重症支援コーディネーター |
| 7 | 赤羽 典子 | 疾病対策課 副課長、元感染症対策課(入院調整) |
| 8 | 石北 芽依 | 南部保健所 主任、元感染症対策課(入院調整) |
| OBS | 星 永進 | 社会福祉法人埼玉慈恵会 介護老人保健施設ぬくもり 施設長、元新型コロナウイルス感染症県調整本部長、元県立循環器・呼吸器病センター長 |

令和7年度 県訓練・研修事業 概要について

| 訓練 | 対象 | 目的 | 実施概要 | 参加予定等 |
|---------|--|-------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 埼玉版FEMA |  全ての関係機関 | 行動計画の実行性確保 役割分担・連携・フロー等の確認 | 新興感染症を想定した 図上訓練 | 30機関 |
| 実践型訓練 |  感染症指定医療機関 保健所・衛生研究所 | 新興感染症発生時を想定した 関係機関の連携体制の確立 | 患者搬送・情報連絡 ・検体採取等の実働訓練 | ・県主催76名 ・保健所主催 全計359名 (R6実績) |

<R6 埼玉版FEMA>



<R6実践型訓練>



令和7年度 県訓練・研修事業 概要について

| ■ 研修 | 対象 | 目的 | 実施概要 | 参加予定等 |
|------------------|--|-------------------------|---------------------------------------|--------------------|
| 感染症専門人材研修 |  病院・有床診療所の医療従事者 | 感染症対策の中心的役割を担う人材を育成 | eラーニング（30コマ） グループ演習 病院での実習 | 180名 （定員） |
| 協定締結医療機関向け研修 |  協定締結医療機関の医療従事者 | 感染症発生時の基礎的な対応について研修 | eラーニング（16コマ） | 364機関 （R6実績） |
| 訪問看護師 感染管理研修 |  訪問看護師 | 感染拡大防止による安定した自宅療養の確保 | ①新任者集合研修 ②オンラインによる感染対策研修 | ①50名 ②未定 |
| 高齢者施設 感染対策事例集 |  高齢者施設職員 | クラスター発生の予防 病床ひっ迫等の低減 | ①実地調査・分析 ②事例集作成・普及 | ①5施設 ②全施設 |
| 福祉施設支援研修 |  高齢者施設職員 | クラスター発生の予防 病床ひっ迫等の低減 | 各保健所での福祉施設向け感染対策研修 | 全計1,262名 （R6実績） |
| IHEAT要員向け 研修 |  IHEAT要員 （行政機関外の専門職） | 健康危機発生時に保健所業務を支援する要員の育成 | 基礎研修 eラーニング 応用研修（疫学調査等） 実践型訓練参加 | 30名 （R6実績） |

【さいたま市】令和7年度の研修・訓練について

令和7年度においては、前年度に実施した研修・訓練を基調としつつ、開催方法や研修内容等を適宜改善、発展させ、感染症対策に携わる保健所職員等の人材の養成を図る。

★令和7年度開催予定の研修・訓練

| 研修名・訓練名 | 内容 | 実施時期 |
|--|--|-------------------|
| （市主催研修） | | |
| 新興・再興感染症の発生に備えた職員研修 | 感染症に係る基礎知識、新型コロナウイルス感染症への対応経緯、保健所に応援で派遣される場合の主な業務内容などについての講義 （※全庁の事務職員等が対象） | 8月 |
| 感染症対策部署向け研修 （Step I） | 感染症に係る基礎知識、積極的疫学調査と健康観察の実際、予防計画・健康危機対処計画の概要についての講義のほか、PPEの着脱演習等 | 5月 |
| 感染症対策部署向け研修 （Step II） | 新興・再興感染症発生時の積極的疫学調査や患者管理についての演習 | R8.1月 |
| テーマ別研修会 | 新興・再興感染症等の発生初動時に迅速かつ適切に対応できるよう、感染症の基礎知識、技術等についての講義、演習等 | 5月～R8.2月に 毎月1回 |
| IHEAT向け研修 | 感染症の基本的な知識や、保健所等を支援する業務の実施方法・手順などについての習得支援 | 未定 |
| （市主催訓練） ※昨年度に実施した患者移送・検体搬送訓練の内容を細分化し、個別の訓練として実施 | | |
| 検体採取・搬送訓練 | 呼吸器感染症に感染した疑い患者の検体採取及び検査の現地訓練 | 8月 |
| 移送車準備訓練 | 呼吸器感染症に感染した疑い患者を医療機関へ移送する際の移送車準備の現地訓練 | 9～11月頃 |
| 入院調整・患者移送訓練 | 呼吸器感染症に感染した疑い患者を医療機関へ移送する現地訓練 | 11月 |

川越市 令和7年度感染症対応研修・訓練の実施予定について

※研修・訓練の「時期」「人数」はすべて**予定**

研修

| 名称 | 時期 | 人数 | 主な対象者 | 内容 |
|-----------------|----------------|------|---------------------|--|
| ①医療機関向け感染症予防研修会 | R7.10～ R8.2 | 60名 | 市内の医療機関の感染症対策に関わる職員 | 医療機関で感染症対策を担当する職員等を対象に、医療機関における基本的な感染対策等を学び、院内における感染予防及び感染拡大防止を図る。 |
| ②教育施設向け感染症予防研修会 | R7.10～ R8.2 | 100名 | 市内の教育施設の健康管理に関わる職員 | 教育施設に従事する職員を対象に、感染症に関する基礎知識及び感染対策等を学び、教育施設における感染予防及び感染拡大防止を図る。 |
| ③福祉施設向け感染症予防研修会 | R7.10～ R8.2 | 60名 | 高齢者施設・障害者施設の職員 | 福祉施設に従事する職員を対象に、感染症に関する基礎知識及び感染対策等を学び、福祉施設における感染予防及び感染拡大防止を図る。 |

①～③ 地域の医療機関の感染管理認定看護師等に講師を依頼し、特に感染対策に配慮が必要な施設の従事者に対して、知識の普及啓発を図っている。

③ 令和6年度から坂戸保健所・東松山保健所と共催で研修会を開催することとし、川越比企保健医療圏の施設であれば各保健所が実施する研修のうち、いずれの研修にも参加可能としており、参加機会を増やしてより広域で職員に対する普及啓発を図れるよう取り組んでいる。

訓練

| 名称 | 時期 | 人数 | 主な対象者 | 内容 |
|------------------|------|-----|--------------------------|---|
| ①新興感染症等に備えた実践型訓練 | R8.1 | 50名 | 保健所職員、川越市役所内の保健師、IHEAT要員 | 川越市感染症予防計画及び川越市保健所健康危機対処計画に基づき、地域における感染症対策の拠点としての機能を発揮できるよう、実践型訓練を行う。 |

① 毎年テーマを設定し訓練を実施している。IHEAT要員も訓練対象に含め、人材育成と併せて顔の見える関係づくりに取り組んでいる。

川口市 令和7年度 研修・訓練の特徴

- 川口市においては、南部医療圏に属することから南部保健所等との連携した体制強化を図る必要があるため「南部医療圏実践型訓練」に参加予定。
- 健康危機対処計画（感染症）に基づき、保健所の対応力向上のため「移送・防護具着脱訓練」を年12回予定するほか、庁内応援職員に対しても、健康危機時に速やかに体制を確保できるよう、「健康危機対処計画説明会」において感染症の基礎研修等を実施予定。
また、登録を頂いているIHEAT要員を対象に、速やかに業務を支援いただけるように研修を実施予定。

| 研修名称 | 概要 |
|-------------|---|
| 南部医療圏実践型訓練 | 南部医療圏に属する保健所と医療機関が連携して新興感染症等に対応できる体制の強化を図る。【年1回】 |
| 移送・防護具着脱訓練 | 移送、防護具（N95マスク・タイベック）の着脱を訓練し、感染症への対応力向上を図る。【年12回】 |
| 感染症業務訓練 | 発生届から積極的疫学調査、検体搬送、患者移送、行政検査等感染症発生時対応の一連の流れ及びリスクコミュニケーションを想定した訓練を実施し、健康危機時の迅速かつ適切な対応の強化を図る。【年1回】 |
| 健康危機対処計画説明会 | 健康危機時に速やかに応援できる体制に移行できるよう、庁内応援職員に対して、計画の概要、動員計画と業務内容及び感染症の基礎研修を実施する。【年1回】 |
| IHEAT研修 | 本市に登録をいただいているIHEAT要員を対象に、速やかに業務を支援していただけるように、オンライン等も活用し研修を実施する。 |

越谷市保健所における令和7年度感染症対応訓練等実施予定について（トピックス）

○感染症患者対応・搬送訓練

【R7目標】大阪・関西万博開催に伴う強化サーベイランスを実施することを受け、対象疾患の一つである中東呼吸器症候群（MERS）の発生を想定した感染症患者対応・搬送訓練を行い、健康危機発生時に関係機関が迅速に連携し対応できるようにすること。

【内容】①市内医療機関で疑い患者発生 → 市内中核医療機関へ紹介受診
②市内中核医療機関 → MERS疑いで保健所へ相談、保健所にて発生の届出受理、第二種感染症指定医療機関への入院調整
③市内中核医療機関 → 第二種感染症指定医療機関へ移送、消防機関へ搬送協力依頼、検体採取、検体搬送

【参加者】保健所職員、本庁職員、消防機関、市内医療機関(感染管理認定看護師等)、本市IHEAT要員等

○感染症専門家派遣事業

○高齢者・障害者等施設向け感染症対策研修



研修・訓練チェックシート

県等が主催の研修・訓練を想定

所属名：
研修・訓練名：

■概要

| | | | |
|-----------|--|----------|--------------------|
| 実施期間・実施日時 | 令和〇年〇月〇日(曜日)〇時～〇時 令和〇年〇月〇日(曜日)～令和〇年〇月〇日(曜日) | 実施方法 | (対面、オンライン、オンデマンド…) |
| 目的 | (例) ICNの人材育成を図るため(関連箇所:県行動計画第3部第1章 1-1①) | | |
| 対象者(・定員) | (保健所職員、社会福祉施設職員、病院に勤務する医療従事者…) | 参加者・参加者数 | |
| 内容 | | | |

■チェックシート

| | No. | チェック項目 | 評価 | 評価の理由 |
|---------------|-----|---------------------------------------|----|---|
| 実施前 (準備段階) | 1 | 研修・訓練の目的を具体的に設定しているか。 | | 評価欄（ドロップダウンリストから選択） ①とてもあてはまる ②やや当てはまる ③どちらともいえない ④あまり当てはまらない |
| | 2 | 研修・訓練の目的に照らし、適切な対象者を設定しているか。 | | |
| | 3 | 研修・訓練の日程や実施方法は、対象者の参加しやすさに配慮しているか。 | | |
| | 4 | 対象者に対し、効果的な周知方法を取られているか。 | | |
| | 5 | 申込方法、費用等は参加者の利便性を考慮できているか。 | | |
| | 6 | 研修・訓練のカリキュラム(内容、テーマ)は対象者のニーズに合っているか。 | | |
| | 7 | 目的や対象者に合わせて、適切な講師や教材を選定しているか。 | | |
| | 8 | 事前に、参加者に対して効果的に参加するために必要な情報や資料を共有したか。 | | |

| | No. | チェック項目 | 評価 | 評価の理由 |
|------|-----|---|----|-------|
| 実施段階 | 9 | 参加者の積極的参加を促すような実施形式を採用したか。(双方向性、グループワーク、実践型訓練等) | | |
| | 10 | 研修・訓練のスケジュール(時間配分等)は適切か。 | | |
| | 11 | 終了後の意見交換や振り返りタイムを十分にとったか。 | | |
| 実施後 | 12 | 計画通りに研修・訓練を実施することができたか。 | | |
| | 13 | 研修・訓練の受講履歴を管理し、今後の研修等に活用しているか。 | | |
| | 14 | 訓練の資料や実施結果を参加者及び参加者以外の関係者にも広く共有して啓発を図ったか。 | | |
| | 15 | 前年度(前回)の実施結果や参加者等の意見等を踏まえ、内容の見直しが適切に行われているか。 | | |
| | | | | |

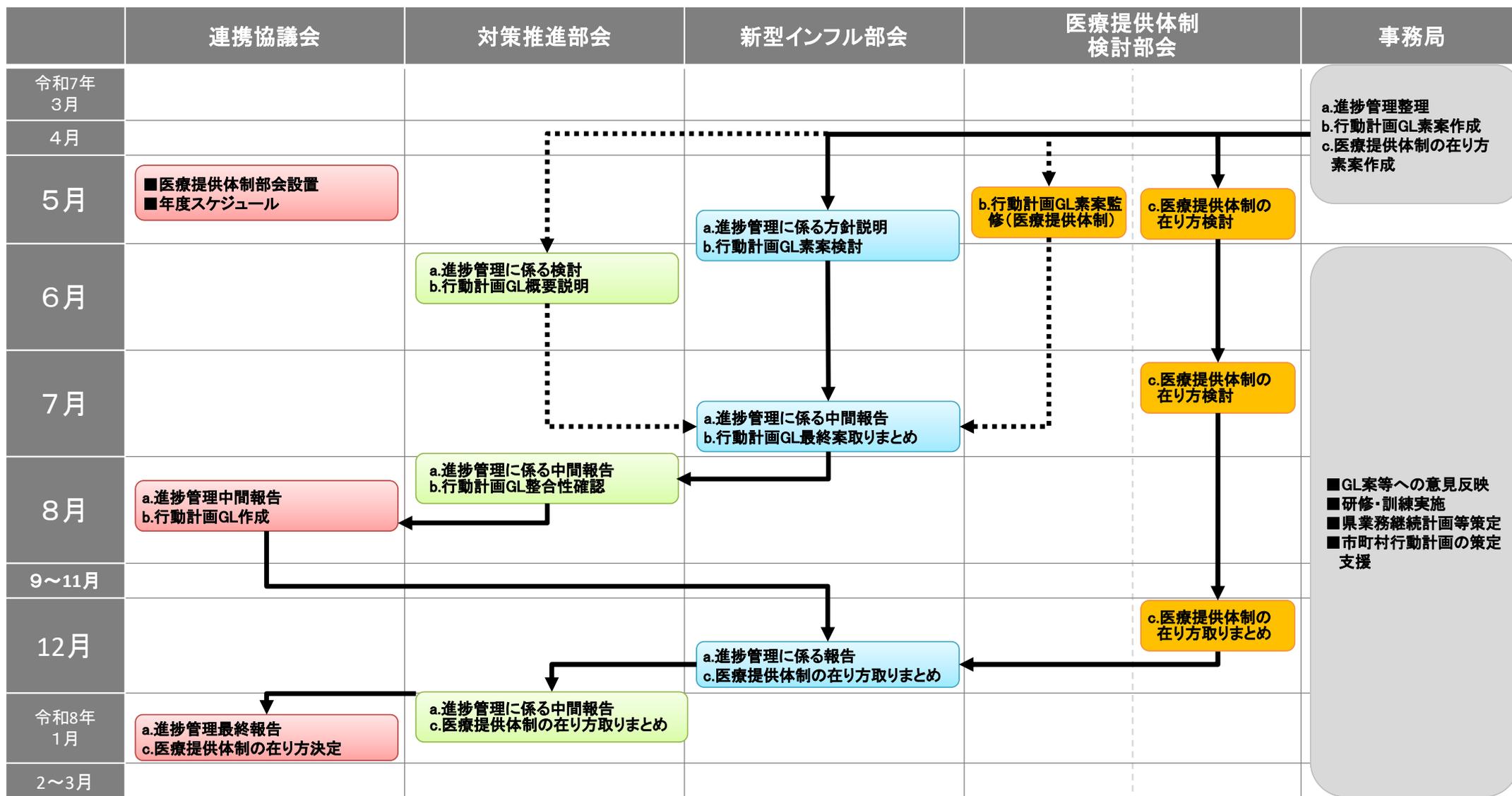
■工夫した点

■今後の課題等

(今後の課題や課題に対する改善策等を記載)

令和7年度のスケジュール

資料4-1



埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画ガイドラインについて

1. 目的

- ガイドラインは、県行動計画に定められた内容について、平時の備えや感染症有事に対応すべき事項に関し、より具体的な内容を整理することで、県・市町村等の関係者が、適切に対応していくにあたり必要な事項を示すもの。
- 令和6年7月の政府行動計画の全面改定に基づき、同年8月に政府ガイドラインが改定されたため、県もあわせて県ガイドラインを作成するもの。

2. 概要

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| ① 情報収集・分析 | 医療の状況や県民生活に関する情報等の収集・分析の実施体制やプロセスなど |
| ② サーベイランス | 感染症の発生状況に応じたサーベイランスの切替えなど |
| ③ 情報提供・共有、リスコミ | ワンボイスで情報提供・共有、双方向コミュニケーションの実施方法など |
| ④ 水際対策 | 国等との連携体制や県内宿泊施設で待機する者の健康監視など |
| ⑤ まん延防止 | 外出自粛要請、休業要請や時短要請、イベントや職場の感染防止策など |
| ⑥ 予防接種(ワクチン) | 臨時の接種会場の設置、デジタル化を通じた接種勧奨や接種記録の管理など |
| ⑦ 医療 | 平時における訓練・研修、臨時の医療施設等の設置、医療人材の確保など |
| ⑧ 治療薬・治療法 | 抗インフルエンザ薬の備蓄、放出基準及び放出スキームなど |
| ⑨ 検査 | 各検査の実施体制構築及びその具体的なプロセスなど |
| ⑩ 保健 | 県等、保健所、衛生研究所等が行う人材確保、体制整備など |
| ⑪ 物資の確保 | 個人防護具の備蓄、医療機器の配置状況の把握など |
| ⑫ 事業者・職場における対策 | 職場における事業継続方針、従業員等の教育・訓練など |
| ⑬ 埋火葬の円滑な実施 | 火葬能力を超える死亡者が出た場合の連携体制など |

[資料4-3] 議題4 今後のスケジュールについて（行動計画の進捗管理について）

| No. | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | ページ数 | 本文 | 担当部局 | 関連の予算事業名 | R7予算額 | 関連の要綱やマニュアル名 | これまでの関連の取組 | R7関連の取組(予定) | 備考 |
|-----|------|-----|----------------|-----|-----|-----|-----|------|--|------|----------------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------------------|-----------------------|----|
| 例 | 行動計画 | 第3部 | 第1章 実施体制 | 第1節 | (2) | 1-2 | ② | 32 | 県は、埼玉版FEMAの訓練を活用し、感染症有事に関わる様々な関係者及び関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を一元的に確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築する。 | 保健医療 | 感染症専門人材等育成・連携事業 新興感染症対策連携強化事業 | 3,114,100円 3,657,400円 | なし | 埼玉版FEMAによる感染症対応訓練を行い、関係機関同士の強固な連結を推進 | 埼玉版FEMAによる感染症対応訓練(2回) | |
| 1 | 行動計画 | 第3部 | 第1章 実施体制 | 第1節 | (2) | 1-2 | ① | 31 | 県、市町村、指定地方公共機関及び医療機関は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。なお、訓練の内容については、疫学調査のみならず、オンラインを通じた診療現場への支援、COVMATやeMAT等感染制御の支援等の訓練も検討する。 | 保健医療 | | | | | | |
| 2 | 行動計画 | 第3部 | 第1章 実施体制 | 第1節 | (2) | 1-2 | ② | 32 | 県は、埼玉版FEMAの訓練を活用し、感染症有事に関わる様々な関係者及び関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を一元的に確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築する。 | 保健医療 | | | | | | |
| 3 | 行動計画 | 第3部 | 第1章 実施体制 | 第1節 | (2) | 1-4 | ① | 33 | 県は、国、市町村及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認、訓練を実施する。また、必要に応じて他の都道府県との連携体制を構築する。特に、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。 | 保健医療 | | | | | | |
| 4 | 行動計画 | 第3部 | 第1章 実施体制 | 第1節 | (2) | 1-4 | ② | 33 | 県、市町村及び指定地方公共機関等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。 | 保健医療 | | | | | | |
| 5 | 行動計画 | 第3部 | 第1章 実施体制 | 第1節 | (2) | 1-4 | ⑤ | 33 | 県は、第1章第3節(対応期)(2)3-1-3に記載している特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。 | 保健医療 | | | | | | |
| 6 | 行動計画 | 第3部 | 第1章 実施体制 | 第1節 | (2) | 1-4 | ⑥ | 34 | 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。 | 保健医療 | | | | | | |
| 7 | 行動計画 | 第3部 | 第2章 情報収集・分析 | 第1節 | (2) | 1-1 | ① | 43 | 県等は、平時から情報収集・分析の目的や具体的な方法を衛生研究所等と共有し、感染症に関する県内外からの情報を収集・分析及び解釈し、リスク評価を行う体制を整備する。また、JHSをはじめ県内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 | 保健医療 | | | | | | |
| 8 | 行動計画 | 第3部 | 第2章 情報収集・分析 | 第1節 | (2) | 1-1 | ③ | 44 | 県等は、感染症有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報を収集し、衛生研究所に共有する体制を平時から整備する。 | 保健医療 | | | | | | |
| 9 | 行動計画 | 第3部 | 第2章 情報収集・分析 | 第1節 | (2) | 1-3 | | 44 | 県等は、感染症危機発生時に必要な情報収集・分析の円滑な実施のため、平時において、多様な背景の専門性(公衆衛生や疫学、専門検査技術等)を有する感染症専門人材の育成や、確保、活用のため、必要な人員の規模や体制の整備に努める。 | 保健医療 | | | | | | |

| No. | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | ページ数 | 本文 | 担当部局 | 関連の予算事業名 | R7予算額 | 関連の要綱やマニュアル名 | これまでの関連の取組 | R7関連の取組(予定) | 備考 |
|-----|------|-----|-----------------------------|-----|-----|-------|-----|------|---|------------------|----------|-------|--------------|------------|-------------|----|
| 10 | 行動計画 | 第3部 | 第2章 情報収集・分析 | 第1節 | (2) | 1-5 | | 44 | 県等は、情報収集等の過程で得られた公表前の県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)等の機微情報の漏えい等への対策のため、 情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する 。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。 | 危機管理防災部 保健医療部 | | | | | | |
| 11 | 行動計画 | 第3部 | 第3章 サーベイランス | 第1節 | (2) | 1-1 | ① | 49 | 県は、平時から感染症の発生動向等を市町村が把握できるよう、衛生研究所を中心とした 感染症サーベイランス体制を整備し 、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の 報告等を入手できる体制を整備する 。 また、県は、新型コロナ対応の経験を踏まえ、諸外国における先行事例や論文等の 情報収集・共有体制を整備する 。 | 保健医療 | | | | | | |
| 12 | 行動計画 | 第3部 | 第3章 サーベイランス | 第1節 | (2) | 1-2 | ② | 50 | 県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、 家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する 。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。 | 農林部 | | | | | | |
| 13 | 行動計画 | 第3部 | 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 第1節 | (2) | 1-2-1 | ① | 57 | 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、 県民等へ情報提供・共有する内容について整理する 。また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、 情報提供・共有する媒体や方法について整理する 。 | 危機管理防災部 保健医療部 | | | | | | |
| 14 | 行動計画 | 第3部 | 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 第1節 | (2) | 1-2-1 | ② | 58 | 県として一体的かつ整合的な、いわゆる ワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制や方法を整理する 。 | 危機管理防災部 保健医療部 | | | | | | |
| 15 | 行動計画 | 第3部 | 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 第1節 | (2) | 1-2-1 | ③ | 58 | 県は、新型インフルエンザ等発生時に、市町村や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ 双方向の情報提供・共有の在り方を整理する 。 | 危機管理防災部 保健医療部 | | | | | | |
| 16 | 行動計画 | 第3部 | 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 第1節 | (2) | 1-2-2 | ① | 58 | 県は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手である県民等の反応や 必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する 。 | 危機管理防災部 保健医療部 | | | | | | |
| 17 | 行動計画 | 第3部 | 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 第1節 | (2) | 1-2-2 | ② | 58 | 県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民等からの相談に応じるため、市町村と連携しつつ、コールセンター等の 相談体制を構築できるよう準備する 。また、市町村に対し、住民ニーズに応じた相談体制を構築するため準備するよう要請する。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 18 | 行動計画 | 第3部 | 第5章 水際対策 | 第1節 | (2) | 1-2 | | 65 | 県は、感染症有事において県民等に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、 注意喚起を行う体制を構築する 。 | 危機管理防災部 保健医療部 | | | | | | |

| No. | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | ページ数 | 本文 | 担当部局 | 関連の予算事業名 | R7予算額 | 関連の要綱やマニュアル名 | これまでの関連の取組 | R7関連の取組(予定) | 備考 |
|-----|------|-----|--------------|-----|-----|-------|-----|------|--|-------|----------|-------|--------------|------------|-------------|----|
| 19 | 行動計画 | 第3部 | 第6章 まん延防止 | 第1節 | (2) | 1-1 | | 70 | 県は、感染症有事において、まん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータを用いる。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 20 | 行動計画 | 第3部 | 第7章 ワクチン | 第1節 | (2) | 1-1 | | 81 | 県等は、国及びJHISが行うワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するための人材育成に協力する。 また、研究開発体制の強化のため、感染症指定医療機関等と当該人材との連携体制の構築に努める。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 21 | 行動計画 | 第3部 | 第7章 ワクチン | 第1節 | (2) | 1-2 | | 81 | 県は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、市町村、県医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議し、以下について体制を構築する。 ・ 県内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を迅速に把握する方法 ・ ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法 ・ 市町村との連携の方法及び役割分担 | 保健医療部 | | | | | | |
| 22 | 行動計画 | 第3部 | 第7章 ワクチン | 第1節 | (2) | 1-4-1 | | 82 | 市町村又は県は、医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 23 | 行動計画 | 第3部 | 第7章 ワクチン | 第1節 | (2) | 1-4-2 | | 82 | 県又は市町村は、それぞれ特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 24 | 行動計画 | 第3部 | 第7章 ワクチン | 第1節 | (2) | 1-4-3 | ① | 83 | 県は、市町村との連携のもと、市町村の住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。 また、市町村又は県は、国等の協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 25 | 行動計画 | 第3部 | 第7章 ワクチン | 第1節 | (2) | 1-4-3 | ③ | 83 | 市町村又は県は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 26 | 行動計画 | 第3部 | 第7章 ワクチン | 第1節 | (2) | 1-6 | | 83 | 県及び市町村は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 27 | 行動計画 | 第3部 | 第8章 医療 | 第1節 | (2) | 1-1-1 | ④ | 89 | 県は、感染症有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事象数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、保健医療部が中心となって予防計画に基づく体制整備を行う。 | 保健医療部 | | | | | | |

| No. | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | ページ数 | 本文 | 担当部局 | 関連の予算事業名 | R7予算額 | 関連の要綱やマニュアル名 | これまでの関連の取組 | R7関連の取組(予定) | 備考 |
|-----|------|-----|--------------------|-----|-----|-------|-----|------|--|-------|----------|-------|--------------|------------|-------------|----|
| 28 | 行動計画 | 第3部 | 第8章 医療 | 第1節 | (2) | 1-2 | ① | 91 | <p>県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、通常医療との両立も含め、新型インフルエンザ等発生時における医療提供体制を整備する。</p> <p>県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 29 | 行動計画 | 第3部 | 第8章 医療 | 第1節 | (2) | 1-2 | ② | 91 | <p>県は、締結した医療措置協定等に基づいて、病床確保、発熱外来及び検査等の要請を行うに際し、感染状況に応じた医療提供体制確保を行うための方針について、平時から検討する。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 30 | 行動計画 | 第3部 | 第8章 医療 | 第1節 | (2) | 1-6 | | 92 | <p>県は、平時から、プレハブ病床をはじめとした専用医療施設や臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 31 | 行動計画 | 第3部 | 第8章 医療 | 第1節 | (2) | 1-8 | ① | 93 | <p>県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 32 | 行動計画 | 第3部 | 第9章 治療薬・ 治療法 | 第1節 | (2) | 1-1 | | 103 | <p>県は、重点感染症について、国及びJIHSから得られた知見を、保健所、医療機関等に対し、速やかに情報共有できる体制を整備する。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 33 | 行動計画 | 第3部 | 第9章 治療薬・ 治療法 | 第1節 | (2) | 1-2-2 | | 103 | <p>県等は、国及びJIHSが行う治療薬・治療薬の研究開発の担い手の確保を推進するための人材育成に協力する。</p> <p>また、研究開発体制の強化のため、感染症指定医療機関等と当該人材との連携体制の構築に努める。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 34 | 行動計画 | 第3部 | 第9章 治療薬・ 治療法 | 第1節 | (2) | 1-3-1 | ① | 104 | <p>県は、国及びJIHSから得られた新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関等、医療従事者等及び県民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 35 | 行動計画 | 第3部 | 第9章 治療薬・ 治療法 | 第1節 | (2) | 1-3-3 | ③ | 104 | <p>県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を要請する。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 36 | 行動計画 | 第3部 | 第10章 検査 | 第1節 | (2) | 1-1 | ④ | 110 | <p>県等は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、衛生研究所、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等感染症有事に検査の実施に関する機関(以下、「検査関係機関等」という。)との間の役割分担を平時から確認する。</p> <p>また、県は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行う。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 37 | 行動計画 | 第3部 | 第11章 保健 | 第1節 | (2) | 1-1 | ① | 118 | <p>県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築する。</p> | 保健医療部 | | | | | | |
| 38 | 行動計画 | 第3部 | 第11章 保健 | 第1節 | (2) | 1-1 | ② | 118 | <p>県等は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。</p> | 保健医療部 | | | | | | |

| No. | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | ページ数 | 本文 | 担当部局 | 関連の予算事業名 | R7予算額 | 関連の要綱やマニュアル名 | これまでの関連の取組 | R7関連の取組(予定) | 備考 |
|-----|------|-----|------------|-----|-----|-------|-----|------|---|----------------------|----------|-------|--------------|------------|-------------|----|
| 39 | 行動計画 | 第3部 | 第11章 保健 | 第1節 | (2) | 1-3-1 | ⑥ | 120 | 県は、保健所と地域のICNをはじめとした 感染対策に従事する看護師等の情報共有等を図り、感染症有事における連携体制を構築する。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 40 | 行動計画 | 第3部 | 第11章 保健 | 第1節 | (2) | 1-4 | ① | 121 | 県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を適切に実施するために、 感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築するとともに、保健所や衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制や設備等の整備、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。 また、県は、外部委託や市町村の協力を活用しつつ 健康観察を実施できるような体制を整備する。 | 保健医療部 総務部 | | | | | | |
| 41 | 行動計画 | 第3部 | 第11章 保健 | 第1節 | (2) | 1-4 | ⑦ | 121 | 県等、保健所及び衛生研究所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、 平時から季節性インフルエンザ、新型コロナ、急性呼吸器感染症(ARI)等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む。) を迅速に把握する体制を整備する。 | 保健医療部 | | | | | | |
| 42 | 行動計画 | 第3部 | 第11章 保健 | 第1節 | (2) | 1-4 | ⑨ | 122 | 県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における 鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。 また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ 情報提供・共有を行う体制を整備する。 | 農林部 | | | | | | |
| 43 | 行動計画 | 第3部 | 第11章 保健 | 第1節 | (2) | 1-6 | ① | 122 | 県等は、国から提供された情報をはじめ、 感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動や対策等について、地域の実情に応じた方法で、県民に対して情報提供・共有を行う。 また、県民への情報提供・共有方法や、県民向けコールセンター等の設置をはじめとした 県民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、感染症有事の際に速やかに感染症情報の県民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。 | 危機管理防 災部 保健医療部 | | | | | | |
| 44 | 行動計画 | 第3部 | 第11章 保健 | 第1節 | (2) | 1-6 | ② | 122 | 県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である県民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、 県民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に資する方法等を整理する。 | 危機管理防 災部 保健医療部 | | | | | | |
| 45 | 行動計画 | 第3部 | 第12章 物資 | 第1節 | (2) | 1-1 | | 134 | 県は、感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、 国及び関係機関との連絡・情報共有体制を整備する。 | 保健医療部 | | | | | | |

| No. | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | ページ数 | 本文 | 担当部局 | 関連の予算事業名 | R7予算額 | 関連の要綱やマニュアル名 | これまでの関連の取組 | R7関連の取組(予定) | 備考 |
|-----|------|-----|--------------------------|-----|-----|-----|-----|---|------------------|------|----------|-------|--------------|------------|-------------|----|
| 46 | 行動計画 | 第3部 | 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保 | 第1節 | (2) | 1-1 | 141 | <p>県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国の関係省庁、市町村、指定地方公共機関、関係業界団体との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。</p> <p>また、県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携、また内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</p> | 危機管理防災部 産業労働部 | | | | | | | |
| 47 | 行動計画 | 第3部 | 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保 | 第1節 | (2) | 1-2 | 141 | <p>県及び市町村は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。</p> <p>その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。</p> <p>また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。</p> | 保健医療部 産業労働部 | | | | | | | |
| 48 | 行動計画 | 第3部 | 第13章 県民生活及び県民経済の安定の確保 | 第1節 | (2) | 1-7 | 143 | <p>県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。</p> | 保健医療部 | | | | | | | |

新型インフルエンザ等対策行動計画部会 委員名簿

| 番号 | 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|----|----------------------|--------------------|----|
| 1 | オカベ ノブヒコ 岡部 信彦 | 川崎市健康安全研究所 参与 | |
| 2 | カナイ タダオ 金井 忠男 | 埼玉県医師会 会長 | |
| 3 | カワナ アキヒコ 川名 明彦 | 防衛医科大学校 名誉教授 | |
| 4 | サカキ ハルヨ 坂木 晴世 | 国際医療福祉大学大学院 教授 | |
| 5 | サヌイ マサミツ 讃井 将満 | 自治医科大学 教授 | |
| 6 | サワト トモコ 澤登 智子 | 埼玉県看護協会 会長 | |
| 7 | タケダ シンヒロ 竹田 晋浩 | かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長 | |
| 8 | ミツタケ コウタロウ 光武 耕太郎 | 埼玉医科大学国際医療センター 教授 | |
| 9 | イケダ カズヨシ 池田 一義 | 埼玉県商工会議所連合会 会長 | |

(敬称略 令和6年6月5日現在)

[参考資料2] 令和7年度に実施を予定している研修・訓練について

■令和7年度に実施を予定している研修・訓練について(令和7年4月18日時点)

(1) 研修

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|------|--------|---------------|--|--|------------------------------|-----------------|
| 1 | 埼玉県 | 感染症対策課 | 感染症専門人材研修 | 県内の医療機関(病院・有床診療所)において、感染症発生時における初期対応や専門家の助言内容の実践ができる人材を育成する。 研修の構成としては、座学(eラーニング)、演習、実習となっている。 | 令和7年6月～12月 | 病院・有床診療所の職員 | 180名 (定員) |
| 2 | 埼玉県 | 感染症対策課 | 協定締結医療機関向け研修 | 協定締結医療機関に勤務する医療従事者が、感染症発生時の対応の基礎を学ぶことにより、感染症が発生した時の初期段階の対応や、医療機関内での感染拡大を未然に防止する事を目的とする。 研修の構成としては、座学(eラーニング)となっている。 | 令和7年秋頃 | 協定締結医療機関の職員 (薬局を除く) | 364機関 (R6実績) |
| 3 | 埼玉県 | 感染症対策課 | IHEAT要員向け研修 | IHEAT要員に対して、健康危機発生時に速やかに保健所等の業務を支援できるように、感染症の基本的な知識や保健所等を支援する業務の実施方法・手順などの研修を行う。 研修の構成としては、基礎研修(eラーニング)、応用研修、実践型訓練、国立感染症研究所IHEAT専門講習となっている。 | 令和7年夏以降 | IHEAT要員(第1支援自治体が埼玉県の者)、保健所職員 | 30名 (R6実績) |
| 4 | 埼玉県 | 感染症対策課 | 訪問看護師の感染管理研修 | 感染拡大防止をよる安定した自宅療養の確保等を図るため、ICNを講師とした訪問看護師への研修を行う。 埼玉県訪問看護ステーション協会が実施する①新任訪問看護師集合研修及び②訪問看護教育ステーション事業の中で感染管理研修を行う。 | ①前期 令和7年7月17日 後期 令和8年1月15日 ②第1回 10月23日(木) 第2回 8月6日(水) | 訪問看護師 | ①50名 ②未定 |
| 5 | 埼玉県 | 感染症対策課 | 高齢者施設の感染対策事例集 | ICNの現地調査により、クラスター発生施設等の事例・対策を取りまとめ、事例集を作成。 事例集は県老人福祉施設協議会等を通じ、県内施設へ共有する。 | 現地調査:令和7年夏頃 事例集完成:令和7年12月頃 | 高齢者施設職員 | 調査5施設 普及全施設 |
| 6 | 埼玉県 | 南部保健所 | 高齢者施設向け感染症研修会 | 感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と対応方法に関する研修を実施する。 | 令和8年1月～3月頃 | 社会福祉施設職員、行政職員 | 30名 |
| 7 | 埼玉県 | 朝霞保健所 | 高齢者施設向け感染症研修会 | 感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と自施設でできる対応方法に関する研修を実施する。 | 令和7年9月 | 社会福祉施設職員、行政職員 | 30名 |
| 8 | 埼玉県 | 春日部保健所 | 高齢者施設向け感染症研修会 | 感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、患者発生時の初動対応及び感染拡大防止策についての知識と対応方法に関する研修を実施する。 | 令和7年12月予定 | 社会福祉施設職員、行政職員 | 30名 |

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|------|--------|-----------------------|--|----------|--|---------|
| 9 | 埼玉県 | 草加保健所 | 高齢者施設向け感染症研修会 | 感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と対応方法に関する研修を実施する。 | 令和7年11月頃 | 社会福祉施設職員、行政職員 | 30名 |
| 10 | 埼玉県 | 鴻巣保健所 | 結核予防普及啓発研修会 | 保健・医療・福祉関係者が結核についての正しい知識を獲得し、早期発見・早期診断・早期治療につなげられる体制を構築し、結核のまん延及び重症化防止を図る。 | 令和7年9月 | 鴻巣保健所管内保健・医療・福祉関係者(医療機関・薬局・訪問看護ステーション職員、高齢介護関係職員・行政職員) | 120名 |
| 11 | 埼玉県 | 鴻巣保健所 | 高齢者福祉施設等職員向け感染症対策研修会 | 感染症の重症化リスクが高い高齢者が利用する施設では、平時から感染症対策の取組を強化することが重要である。高齢者福祉施設等の職員が、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と対応方法を習得し、感染症への対応力の向上を図る。 | 令和7年10月 | 管内社会福祉施設職員(入所を伴う高齢者施設・障害者福祉施設)、行政職員 | 60名 |
| 12 | 埼玉県 | 鴻巣保健所 | 感染症対策研修動画 | 管内感染管理認定看護師連絡会議のメンバーと協働して動画を作成し、YouTube限定公開を行う。時間や場所を問わず、感染症対策研修動画を気軽に繰り返し視聴することで、施設職員が感染症対策に関する知識や対応技術を習得し、対応力の向上を図る。 | 令和7年11月 | 高齢者福祉施設等職員 | 無制限 |
| 13 | 埼玉県 | 東松山保健所 | 高齢者施設向け感染症研修会 | 高齢者施設の職員向けに、感染症対応と予防策の基本を学び、感染症対応能力を推進を目的とした研修会を実施する。 | 令和7年8月頃 | 高齢者施設職員、行政職員 | 30名 |
| 14 | 埼玉県 | 坂戸保健所 | 川越比企保健医療圏施設向け感染症対策研修会 | 川越比企保健医療圏が一体となり、高齢者施設および障害者施設を対象に、感染症対策の知識向上と対応能力強化を目的とした研修会を行う。また、広域的な周知を図り、より多くの施設に受講の機会を提供する。 | 令和7年10月 | 社会福祉施設職員、行政職員 | 30名 |
| 15 | 埼玉県 | 狭山保健所 | 高齢者施設感染症予防対策研修会 | 感染症の重症化リスクが高い高齢者の生活の場である高齢者入所施設では、平時から感染症対策の取り組みを強化することが重要である。そこで、管内の高齢者施設を対象とした感染症対策研修会を開催し、感染症対策の普及啓発を図る。 | 令和7年9月頃 | 管内入所系高齢者施設、管内市高齢者福祉主幹課等 | おおよそ50名 |
| 16 | 埼玉県 | 狭山保健所 | 在宅介護従事者向け感染症予防対策研修会 | 在宅介護従事者が感染症予防対策の基本的な対応および患者発生時の適切な対応を理解し、より実践的かつ適切な感染拡大防止策を講ずることで、感染症発生時にも訪問系サービスを継続できるような地域体制を目指す。 | 令和7年11月頃 | 管内居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、管内市高齢福祉介護保険主管課職員、埼玉県西部福祉事務所等 | 40名 |

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|-------|-------------|-------------------------|---|------------|--|----------------------|
| 17 | 埼玉県 | 加須保健所 | 高齢者施設向け感染症研修会 | 感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、感染予防策や感染拡大防止策についての知識と対応方法に関する研修を実施する。 | 令和7年8月 | 社会福祉施設職員、行政職員 | 30名 |
| 18 | 埼玉県 | 幸手保健所 | 令和7年度高齢者施設向け感染症研修会 | 感染症への対応力向上を図るため、高齢者福祉施設等の職員に対して、感染予防策や感染拡大防止策についての基礎的な知識と対応方法に関する研修等を実施する。 | 令和7年7月 | 社会福祉施設職員、行政職員 | 30名 |
| 19 | 埼玉県 | 熊谷保健所 | 性感染症研修会 | 教職員や保健師等の思春期の若者に関わる関係者が、性感染症について理解を深め、教育や相談・支援に係る資質の向上を図る。 | 令和7年7月～9月 | 管内の教員、養護教員、保健師 | 50名 |
| 20 | 埼玉県 | 熊谷保健所 | 高齢者施設向け感染症研修会 | 冬場に流行る感染症について平時からの感染対策及びノロウイルス発生時の吐物処理等対応方法について、実技を交えた研修会を実施し、感染拡大防止に向けた取り組みを強化する。また、結核についても高齢者において受診の遅れが散見されていることから高齢者に特徴的な結核の症状について情報提供を行い、定期的な健康診断(レントゲン検査)の実施を促す。 | 令和7年10月 | 社会福祉施設(介護・老人福祉関係施設)で感染症対策を担当する職員、各市町介護・老人福祉関係主管課職員 | 40名 |
| 21 | 埼玉県 | 本庄保健所 | 高齢者施設等職員向け感染症対策研修会 | 高齢者施設等の職員を対象に、感染症予防対策と発生時対応の基本理解と施設からの実践報告をもとに感染対策の工夫等情報交換を行い、管内施設の連携を深める。 | 令和7年10～12月 | 社会福祉施設職員 | 30名 |
| 22 | 埼玉県 | 秩父保健所 | 令和7年度 高齢者施設等における感染対策研修会 | 管内の高齢者施設及び施設入所支援を提供している障害者施設及び保育施設に対して、施設内における感染対策を感染症認定看護師より講義。 | 令和7年8月中 | 高齢者施設職員、施設入所支援を実施している障害者施設職員、保育施設職員 | 現地参加20名 オンライン100名 |
| 23 | さいたま市 | 地域医療課 | 新興・再興感染症の発生に備えた職員研修 | 感染症に係る基礎知識、新型コロナウイルス感染症への対応経緯、保健所に応援で派遣される場合の主な業務内容などについての講義 | 令和7年8月 | 市職員(事務職員等) | 約300名 |
| 24 | さいたま市 | 保健所(感染症対策課) | 感染症対策部署向け研修(Step I) | 感染症に係る基礎知識、積極的疫学調査と健康観察の実際および予防計画・健康危機対処計画の概要についての講義とPPEの着脱演習等を行い、感染症業務を理解し、感染症発生時に対応できることを目的とする。 | 令和7年5月23日 | 市職員(医療職及び感染症対策に従事する職員等) | 30名(見込み) |
| 25 | さいたま市 | 保健所(感染症対策課) | 感染症対策部署向け研修(Step II) | 新興再興感染症発生時の積極的疫学調査や患者管理についての演習を行い、感染症発生時に対応できることを目的とする。 | 令和8年1月 | 市職員(保健所・各区保健センター・本庁の医療職) | 30名(見込み) |

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|-------|-------------|--------------------|--|------------------------------------|--------------------------|-----------|
| 26 | さいたま市 | 保健所(感染症対策課) | テーマ別研修 | 新興感染症等の発生初動時に迅速かつ適切に対応できるよう、感染症の基礎知識、技術等についての講義、演習等 | 令和7年5月～令和8年2月 | 市職員(感染症対応に従事する保健師等) | 未定 |
| 27 | さいたま市 | 保健所(感染症対策課) | IHEAT向け研修 | IHEAT要員による保健所等への支援体制を構築するにあたり、感染症の基本的な知識や保健所等を支援する業務の実施方法・手順などを習得することで、健康危機発生時にIHEAT要員が速やかに保健所等の業務を支援できるようにする。 ①eラーニング、②国立感染症研究所IHEAT専門講習、③応用研修を予定している。 | 未定 | さいたま市を第1支援自治体とするIHEAT要員 | 15名(見込み) |
| 28 | 川越市 | 保健予防課 | 医療機関向け感染症予防研修会 | 医療機関で感染症対策を担当する職員等を対象に、医療機関における基本的な感染対策等を学び、院内における感染予防及び感染拡大防止を図る。 | 令和7年10月～令和8年2月 予定 | 市内の医療機関の感染症対策に関わる職員 | 60名(予定) |
| 29 | 川越市 | 保健予防課 | 教育施設向け感染症予防研修会 | 教育施設に従事する職員を対象に、感染症に関する基礎知識及び感染対策等を学び、教育施設における感染予防及び感染拡大防止を図る。 | 令和7年10月～令和8年2月 予定 | 市内の教育施設の健康管理に関わる職員 | 100名(予定) |
| 30 | 川越市 | 保健予防課 | 福祉施設向け感染症予防研修会 | 福祉施設に従事する職員を対象に、感染症に関する基礎知識及び感染対策等を学び、福祉施設における感染予防及び感染拡大防止を図る。 | 令和7年10月～令和8年2月 予定 | 高齢者施設・障害者施設の職員 | 60名(予定) |
| 31 | 越谷市 | 感染症保健対策課 | IHEAT要員向け研修 | 本市IHEAT要員が健康危機発生時に本市保健所の業務を即応人材として対応できるよう下記研修を実施する。 ①基礎研修(eラーニング)②応用研修③実践型訓練④IHEAT専門講習(JIHS) ③は本市主催、年度内2回実施予定。 | (1)令和7年7月頃 (2)令和7年10月頃 | 本市IHEAT要員 | 8名×2回 |
| 32 | 越谷市 | 感染症保健対策課 | 感染症専門家派遣事業 | 市内の高齢者・障害者施設等において、新興感染症等のクラスターが形成される恐れのある患者等が発生した際に、感染拡大を最小限に防止することを目的に、感染症専門家を派遣し現地支援を行う。 | 通年 (感染症発生施設からの希望時随時) | 市内の高齢者・障害者施設職員(看護師、介護士等) | 2～3名×施設数 |
| 33 | 越谷市 | 感染症保健対策課 | 高齢者・障害者施設向け感染症対応研修 | 市内の高齢者・障害者施設等に従事する者が、感染対策について学ぶことにより、施設における感染症の集団発生及び感染拡大を防ぐ。 | 令和7年7月頃 | 市内の高齢者・障害者施設職員(看護師、介護士等) | 30名 |
| 34 | 越谷市 | 感染症保健対策課 | 高齢者・障害者施設向け出前講座 | 市内の高齢者・障害者施設等からの希望により施設に出向き、実技を取り入れた感染症対応の基礎研修を行う(PPE着脱訓練、手洗いチェッカー等による手指消毒指導等)。 | 令和7年8月～令和8年2月 頃 (施設からの希望時随時) | 市内の高齢者・障害者施設職員(看護師、介護士等) | 10名前後×施設数 |

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|------|--------|--------------------|--|---------|------------------------|------|
| 35 | 川口市 | 川口市保健所 | 所内研修 | 健康危機時にリーダーシップが発揮できることを目的に、感染症の高度な知識を有する外部講師による研修を実施する。 | 令和8年2月中 | 保健所職員(疾病対策課、衛生検査課、管理課) | 20名 |
| 36 | 川口市 | 川口市保健所 | 川口市健康危機対処計画説明会 | 健康危機時に速やかに応援できる体制に移行できるよう、庁内応援職員に対して、計画の概要、動員計画と業務内容及び感染症の基礎研修を実施する。 | 令和7年5月中 | 行政職員(応援職員) | 100名 |
| 37 | 川口市 | 川口市保健所 | 基礎研修「e-learning研修」 | 一般社団法人日本公衆衛生協会が提供する「e-learning研修」を受講し、感染症の基本的な知識及びIHEATの経緯と活動の理解を深める。 | 未定 | IHEAT要員 | 20名 |
| 38 | 川口市 | 川口市保健所 | IHEAT専門講習 | 国立健康危機管理研究機構(JIHS)が実施する「IHEAT専門講習」を受講し、感染症の実地疫学調査に関して、最新の科学的知見に基づいた専門的な知識や技術を習得する。 | 未定 | IHEAT要員 | 20名 |

(2) 訓練

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|------|--------|-------------------|--|-------------------------|--------------------------------|---------------|
| 1 | 埼玉県 | 感染症対策課 | 埼玉版FEMAによる感染症対応訓練 | 埼玉版FEMAによる図上訓練を通じて、新型インフルエンザ等感染症発生時において対処すべき事項や役割分担について、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の対応力を強化する。 新型インフルエンザ等感染症を念頭に感染症の流行初期及び流行初期以降のフェーズで各1回訓練を実施。 | (1)令和7年8月 (2)令和7年11月 | 県関係機関、医療機関、宿泊療養施設、消防機関、保健所設置市等 | 30機関 |
| 2 | 埼玉県 | 感染症対策課 | 実践型訓練(全県) | 新興感染症など感染症有事の対応に係る実践型訓練を行う。 なお、令和6年度は防衛医科大学病院、埼玉石心会病院、狭山保健所、衛生研究所と連携して、患者の受診から搬送までの訓練を行った。 | 令和7年4月～令和8年3月 | 県感染症対策課、医療機関、保健所、衛生研究所 | 76名 (R6実績) |
| 3 | 埼玉県 | 南部保健所 | 感染症患者移送訓練 | 新型インフルエンザ等感染症に感染した疑いのある帰国者が、保健所管内の自宅で発症したという想定で、医療機関への患者移送や個人防護具の着脱等をシミュレーションし、感染症発生時の対応の強化を図る。 | 令和7年12月～1月頃 | 医療機関、行政職員 | 20名 |
| 4 | 埼玉県 | 朝霞保健所 | 感染症患者移送訓練 | 新型インフルエンザ等感染症に感染した疑いのある帰国者が、朝霞保健所管内の自宅で発症したという想定で、医療機関への患者移送や個人防護具の着脱等をシミュレーションし、感染症発生時の対応の強化を図る。 | 令和8年1月 | 医療機関、感染防止対策加算Ⅰの病院のICN | 30名 |

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|------|--------|----------------------|---|-----------|--|------|
| 5 | 埼玉県 | 朝霞保健所 | 所内PPE着脱訓練 | 新型インフルエンザ等感染症に感染した疑いのある帰国者が、朝霞保健所管内の自宅で発症したという想定で、医療機関への患者移送や個人防護具の着脱等をシミュレーションし、所内の感染症対策の対応強化を図る。 | 令和7年10月 | 朝霞保健所職員 | 20名 |
| 6 | 埼玉県 | 春日部保健所 | 感染症患者移送訓練 | 第二種感染症指定医療機関の協力のもと、新型インフルエンザ等感染症に感染した疑いのある帰国者が、保健所管内の自宅で発症した想定で、医療機関への患者搬送訓練を行うことにより、有事に備えた感染症発生時の対応の強化を図る。 | 令和7年12月予定 | 医療機関、消防機関 | 調整中 |
| 7 | 埼玉県 | 草加保健所 | 感染症患者移送訓練 | 新型インフルエンザ等感染症に感染した疑いのある帰国者が、草加保健所管内の自宅で発症したという想定で、医療機関への患者移送や個人防護具の着脱等をシミュレーションし、感染症発生時の対応の強化を図る。 | 令和7年12月 | 保健所職員、医療機関職員 | 20名 |
| 8 | 埼玉県 | 鴻巣保健所 | 新興感染症患者発生時対応訓練 | 新興感染症患者発生時の初動対応訓練・感染症業務訓練（相談対応・移送・検体搬送・PPE着脱・院内体制整備等）・情報伝達訓練を想定した実践的な訓練を実施することで、保健医療関係者が健康危機の知識と実効性のある対応方法を習得し、地域の感染症対応力の向上を図る。 | 令和7年11月 | 医療機関職員、管内感染管理認定看護師連絡会議メンバー、埼玉県感染症対策課職員、鴻巣保健所職員 | 40名 |
| 9 | 埼玉県 | 鴻巣保健所 | 新興感染症等対応 所内搬送訓練 | 新興感染症等患者の発生時の初動を想定し、鴻巣保健所保健予防推進担当職員全員を対象とし、搬送車両の操作訓練、アイソレーター付き車椅子を使用した患者の搬送訓練を実施する。 | 令和7年11月 | 鴻巣保健所職員（保健予防推進担当） | 25名 |
| 10 | 埼玉県 | 鴻巣保健所 | 新興感染症等対応 所内着脱訓練 | 新興感染症等患者の発生時を想定し、鴻巣保健所職員全員を対象とし、個人防護具の着脱訓練を実施する。 | 令和8年2月 | 鴻巣保健所職員 | 45名 |
| 11 | 埼玉県 | 東松山保健所 | 感染症対応訓練 | 新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応能力向上を図るため、患者の移送訓練又は感染症発生時の机上訓練等を実施する。 | 令和7年11月頃 | 医療機関職員、行政職員 | 20名 |
| 12 | 埼玉県 | 坂戸保健所 | 新興感染症等の発生を想定した患者移送訓練 | 新興感染症等の発生を想定し、感染症患者の移送体制の確保や感染症予防に関する人材育成を目的とし、実践的訓練（感染症指定医療機関への移送）を行う。 | 時期未定 | 感染症指定医療機関、管内医療機関、行政職員 | 30名 |

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|------|-------|---------------------------|---|--|--|-------------------------------------|
| 13 | 埼玉県 | 狭山保健所 | 所内着脱訓練 | 新興感染症等の発生を想定し、平時から感染対策の正しい着脱、搬送方法ができる体制を整える。また、関係機関の連携を通して健康危機管理能力向上を図る。 | (1)令和7年5月 (2)令和7年8月頃 (3)令和7年12月頃 (4)令和8年3月頃 | (1)(2)所内感染症担当職員 (3)所内保健予防推進担当職員 (4)所内保健予防推進担当、総務・地域保健推進担当、生活衛生・薬事担当等職員 | (1)(2)10名程度 (3)20名程度 (4)40名程度 |
| 14 | 埼玉県 | 狭山保健所 | 狭山保健所管内感染症対策ICN連携会議内の机上訓練 | 年4回実施する管内感染症加算1医療機関ICNとの会議内で、新興感染症等の発生を想定したシナリオを作成し医療機関と保健所それぞれの対応や注意点を共有、検討する。 | 令和7年10月頃 | 管内感染症加算1医療機関、狭山保健所感染症担当職員 | 15名程度 |
| 15 | 埼玉県 | 狭山保健所 | 管内医療機関感染症対応訓練 | 新型インフルエンザや一類感染症が管内医療機関で発生した際の医療機関との連絡調整、受入医療機関への搬送等の流れの実動訓練を行うことで、感染症危機への対応力を強化する。 | 令和8年2月頃 | 管内医療機関、狭山保健所感染症担当職員 | 30名程度 |
| 16 | 埼玉県 | 加須保健所 | 新興感染症患者発生時対応訓練 | 新型インフルエンザ等感染症の流行初期において感染した疑いのある有症状帰国者が、加須保健所管内の自宅で発症し管内医療機関を外来受診した想定で、感染症指定医療機関への入院調整を中心としたシミュレーションを行い、感染症発生時の対応の強化を図る。 | 令和8年2月 | 医療機関 | 10名 |
| 17 | 埼玉県 | 幸手保健所 | 新興感染症対応訓練 | 診療所から病院への患者紹介時における情報共有の円滑化を目指し、適切な情報共有の方法を学ぶ。また、実際の場面を想定し、情報共有フォーマットの実践的な活用法を体験する。 | 令和7年9月 | 医療機関、消防機関 | 30名 |
| 18 | 埼玉県 | 熊谷保健所 | 感染症患者移送訓練 | 新型インフルエンザ等感染症に感染した疑いのある帰国者が、熊谷保健所管内のクリニックを受診し、疑い例に合致したという想定で、医療機関への患者移送や個人防護具の着脱等をシミュレーションし、感染症発生時の対応の強化を図る。 | 令和7年10または11月 | 医療機関 | 50名 |
| 19 | 埼玉県 | 熊谷保健所 | 所内個人防護具着脱訓練 | 新興感染症等の感染症有事への対応に備え、所内の全職員を対象に個人防護具の着脱訓練を実施し、感染症発生時の対応の強化を図る。 | 令和7年5月 | 所内職員 | 57名 |
| 20 | 埼玉県 | 本庄保健所 | 新興感染症対策訓練 | 新興感染症等健康危機発生時に管内関係機関が連携して適切な対応ができるよう、感染症発生時を想定した机上訓練を行い、各機関の役割と連携を確認し体制を強化する。 | 令和7年9月～11月 | 医療機関、郡市広域消防本部、行政職員 | 30名 |

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|-------|---|--------------------------------|--|-------------|--|----------|
| 21 | 埼玉県 | 秩父保健所 | 秩父保健所における新興感染症等の感染症有事への対応に係る訓練 | 管内の医療機関へ患者搬送の実施。個人防護具、患者搬送車への車いすの乗降訓練などを実施する。 | 令和7年度冬頃 | 管内医療機関、市町職員 | 10名 |
| 22 | さいたま市 | 地域医療課 保健所(感染症対策課) 健康科学研究センター(保健科学課) | 検体採取・搬送訓練 | 呼吸器感染症に感染した疑い患者が、保健所管内で発症したという想定で、検体採取及び検査の实地訓練を行い、感染症発生時における連携の確認をし、個人防護具の着脱等感染症対応の強化を図る。 | 令和7年8月 | 市職員(感染症対応に従事する保健師等) | 30名(見込み) |
| 23 | さいたま市 | 地域医療課 保健所(感染症対策課) | 移送車準備訓練 | 保健所管内で発生した呼吸器感染症に感染した疑い患者を、医療機関へ移送する際の移送車準備の实地訓練をし、感染症対応の強化を図る。 | 令和7年秋 | 市職員(感染症対応に従事する行政職等) | 20名(見込み) |
| 24 | さいたま市 | 地域医療課 保健所(感染症対策課) | 入院調整・患者移送訓練 | 保健所管内で発生した呼吸器感染症に感染した疑い患者を、医療機関へ移送する实地訓練を行い、医療機関をはじめ、関係部署との感染症発生時における連携の確認をし、個人防護具の着脱等感染症対応の強化を図る。 | 令和7年11月 | 市職員(感染症対応に従事する保健師等) | 30名(見込み) |
| 25 | 川越市 | 保健予防課 | 新興感染症等に備えた実践型訓練 | 川越市感染症予防計画及び川越市保健所健康危機対処計画において、保健所は新興感染症等の発生時には地域における感染症対策の拠点としての機能を発揮できるよう、平時からの研修や実践的な訓練の実施等を通じ、人材育成および関係機関との連携を図るとしている。この目的を果たすため、保健所の感染症有事体制で構成される人員等を対象とした実践型訓練を行う。 | 令和8年1月予定 | 保健所職員、川越市役所内の保健師 | 50名(予定) |
| 26 | 越谷市 | 感染症保健対策課 | 感染症患者対応・搬送訓練 | 大阪・関西万博開催に伴う強化サーベイランスの実施に向け、中東呼吸器症候群(MERS)疑い患者が市内医療機関で発生したという想定で、市内中核医療機関へ紹介受診、保健所が発生の届出を受け、第二種感染症指定医療機関へ移送、検体採取、検体搬送をシミュレーションし、感染症発生時の迅速な連携と対応の強化を図る。 | 令和7年7月頃 | 保健所職員、本庁職員、消防機関、医療機関(ICN等)、本市IHEAT要員等 | 40名 |
| 27 | 越谷市 | 感染症保健対策課 | ストレッチャー及び車椅子型アイソレーター操作確認訓練 | 感染症患者対応・搬送訓練の準備を兼ね、1・2類感染症発生時必要物品の確認、ストレッチャー及び車椅子型アイソレーターの操作確認、移送の模擬訓練を行うことで危機発生時に備える。 | 令和7年7月頃 | 保健所職員等 | 15名程度 |
| 28 | 川口市 | 川口市保健所 | 南部医療圏実践型訓練 | 南部医療圏に属する保健所と医療機関が連携して新興感染症等に対応できる体制の強化を図る。 | 令和7年10月2日 | 医療機関、保健所職員 | 100名 |
| 29 | 川口市 | 川口市保健所 | 感染症業務訓練 | 発生届から積極的疫学調査、検体搬送、患者移送、行政検査等感染症発生時対応の一連の流れ及びリスクコミュニケーションを想定した訓練を実施し、健康危機時の迅速かつ適切な対応の強化を図る。 | 令和7年7月7日(月) | 保健所職員、保健所以外の保健師、消防機関(指令課・救急課)、行政職員(情報政策課)、IHEAT要員、感染対策向上加算1 医療機関 | 50名 |

| No. | 実施主体 | 担当課所 | 研修・訓練の名称 | 概要 | 実施期間・時期 | 主な対象者 | 参加人数 |
|-----|------|--------|------------------------|---|--------------------|--------------------------------|------|
| 30 | 川口市 | 川口市保健所 | 移送・防護具着脱訓練 | 移送、防護具(N95マスク・タイベック)の着脱を訓練し、感染症への対応力向上を図る。 | 毎月第2木曜日(6月は基礎編を実施) | 保健所職員(疾病対策課、衛生検査課、管理課、保健所応援職員) | 20名 |
| 31 | 川口市 | 川口市保健所 | 移送・防護具着脱訓練 他課合同訓練(基礎編) | 感染症の基礎知識と移送、防護具着脱の訓練をし、感染症の基本的な知識の理解と対応力の強化を図る。 | 令和7年6月2日(月) | 保健所職員、保健所以外の保健師 | 50名 |

感染症予防計画に定める数値目標の進捗状況について（令和7年3月31日時点）

（1）医療提供・検査・宿泊療養体制（医療措置協定締結状況）

| 項目 | 流行初期（大臣公表～3か月） | | 流行初期以降（4～6か月） | |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 数値目標 | 確保実績 | 数値目標 | 確保実績 |
| ①病床確保（確保病床数） | 1,200床 （うち重症100床） | 1,494床 （うち重症103床） | 2,000床 （うち重症150床） | 2,540床 （うち重症157床） |
| ②発熱外来 | 1,100機関 | 1,140機関 | 1,600機関 | 1,820機関 |
| ③自宅療養者等医療 | | | | |
| （病院） | — | 59機関 | 100機関 | 120機関 |
| （診療所） | — | 523機関 | 850機関 | 933機関 |
| （薬局） | — | 1,479機関 | 1,100機関 | 2,298機関 |
| （訪問看護事業所） | — | 215機関 | 150機関 | 339機関 |
| ④後方支援 | — | 96機関 | 170機関 | 214機関 |
| ⑤人材派遣 | | | | |
| （医師） | — | 119人 | 100人 | 137人 |
| （看護師） | — | 230人 | 150人 | 295人 |
| ⑥検査の実施件数 | 4,500件／日 | 11,788件／日 | 12,500件／日 | 17,287件／日 |
| ⑦宿泊施設の確保居室数 | 1,000室 | 2,001室 | 1,900室 | 2,161室 |

感染症予防計画に定める数値目標の進捗状況について（令和7年3月31日時点）

（2）人材の養成・資質の向上

| 項目 | 数値目標（平時） |
|----------------------|------------------------------|
| ⑧医療従事者や保健所職員の研修・訓練回数 | 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練を年1回以上実施する |

【達成状況】

- 医療機関や宿泊施設、保健所、消防機関など幅広い関係機関を対象に埼玉版FEMAによる感染症訓練を実施（令和7年8月及び11月に実施予定）
- 感染症発生時の保健所支援に必要な基本的な知識等の習得のため、IHEAT要員を対象にeラーニングや講義、演習の他、実践型訓練の研修を実施（令和7年夏以降予定）
- 医療措置協定を締結する医療機関（病院・有床診療所）の医療従事者を対象に感染症対策に係るオンデマンド研修を実施（令和7年秋予定）

（3）物資の確保

| 項目 | 数値目標（平時） |
|--------------------------|--------------------------|
| ⑨個人防護具の備蓄を十分に行う協定締結医療機関数 | 対象機関の8割以上が個人防護具の備蓄を十分に行う |

【達成状況】

- 医療措置協定を締結する4,527機関のうち3,876機関（85.6%）が個人防護具の備蓄を行う旨規定

（4）保健所の体制確保

| 項目 | 数値目標（流行初期） |
|------------------------|--------------------------------|
| ⑩流行初期1か月目における保健所の人員確保数 | 流行初期1か月間において想定される業務量に対応する人数を確保 |

【達成状況】

- 予防計画で定める保健所の体制の確保等について総務部と調整済み（令和6年3月28日付け人第1125号通知）

感染症予防計画に定める数値目標の進捗状況について（令和7年3月31日時点）

感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画

